

平成20年3月から  
船員保険の介護保険料率が、1.31%に変わります

■船員保険の介護保険料率の改正

船員保険の介護保険料率は、平成20年3月分保険料（平成20年4月30日納付期限）から、1.31%になります。これにより、40歳から64歳までの方の保険料率は、次のとおりとなります。

失業保険適用となる方 19.41%		失業保険非適用となる方 18.21%	
船舶所有者負担分 13.705%	被保険者負担分 5.705%	船舶所有者負担分 13.005%	被保険者負担分 5.205%

〈介護保険料率について〉

介護保険に必要な費用は、40歳以上の方に納めていただく保険料等で賄うこととされ、その費用は年度毎に決められることとなっています。

平成20年4月から、医療保険制度改正にともない  
自己負担割合等が改正されます

■自己負担割合の改正

【乳幼児の負担軽減策（2割）を小学校入学前までに拡大】

現在3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前までに拡大されます。

【70～74歳の高齢受給者の自己負担割合の据え置き】

平成18年の制度改正により、70～74歳の方（現役並み所得者を除く）の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

■高額介護合算療養費の創設

船員保険および介護保険の自己負担限度額が著しく高額である場合の負担軽減の観点から、高額介護合算療養費が創設されます。1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の船員保険と介護保険の自己負担を合算し、新たに設定される自己負担限度額を超えた額が支給されます。

■入院時生活療養費の支給対象者の拡大

平成18年度10月の創設時は、療養病床に入院する70歳以上の方に生活療養に要した費用について入院時生活療養費として現物給付されていましたが、対象となる方が65歳以上に拡大されます。

■後期高齢者医療制度の創設

75歳以上の方、または65～74歳の方で一定の障害を受け広域連合の認定を受けた方は、創設される後期高齢者医療制度に加入することになります。

被保険者（被扶養者）が75歳に到達した場合、社会保険事務所から船舶所有者あてに被保険者（被扶養者）情報をプリントした職務外疾病部門適用除外該当届（被扶養者（異動）届）を送付します。必要事項を記入、押印のうえ社会保険事務所等にご返送くださいますようお願いいたします。